

に至る過程が不法滞在となつていくことも含め、様々な経緯があると認識しております。まず、それらの経緯の問題はさておき、現在定着した方々によって起こっている問題を提起させていただきま

す。
各種報告によると、日本国内のクルド人の子供が小学校、学校に行っていない、親が行かせないというものがあ

ります。関連する情報について、今回産経新聞の記事を資料として用意させていただきました。

そこで伺いたいのですが、このクルド人の子供が学校に行っていないのではないかと、これについて、現状について政府の把握しているところを伺いたいと思います。

○政府参考人（淵上孝君） お答え申し上げます。
我が国では、日本に居住する学齢期の外国籍の子供の就学につきましては、国際人権規約などを踏まえまして、日本人の子供と同一の教育を受ける機会を保障することとしております。

文部科学省におきましては、御指摘のクルド人の子供に限った調査は行っておりませんが、全国の外国人の子供に教育機会が確保されますよう、全国的な外国人の子供の就学実態の調査を、就学実態の把握を行っております。令和四年度の調査結果では、学齢期の外国籍の子供十三万六千九百二十三人のうち、十一万六千二百八十八人が義務教育諸学校に就学しており、不就学の可能性のある子供の数は八千八百八十三人となっております。

こうした子供たちに関しては、各市町村教育委員会において就学のための取組が適切に行われるよう、文部科学省としては引き続き各市町村の取組の支援を行ってまいりたいと考えております。

○委員長（新妻秀規君） おまとめください。
○浜田聡君 はい。

最後、まとめます。

法務省が、不法に滞在している外国人の在留を法務大臣の裁量で特別認める際の基準を定めたガイドラインを法務省設けていますが、その見直し案が先月末明らかになりました。そこで書いてあることとして、子供が長期間教育を受けている場合は在留を認める方向を検討など書いてあります。私としては、不法滞在自体が大問題だと思いが、百歩譲って特例を認めるとしても、子供がしっかりと学校に行っているかどうか、そこは非常に重要な問題であると申し上げて、私の質問を終わります。

質問できなかつたこと多くなりまして、失礼しました。次回に回させていただきます。ありがとうございました。

○広田一君 広田一でございます。

最後のバッターでございますので、もし

くの間、どうかよろしくお願いを申し上げます。質問順番若干変えまして、まず救急体制の逼迫についてお伺いをいたします。

救急体制の逼迫は深刻であります。その背景として、近年、能登半島地震など、大規模災害は、先ほど岩本筆頭の方からも御指摘あったように、頻発化、激甚化をいたしております。また、コロナは第五類になったとはいえ、感染症対策は引き続き現場でも緊張感を持つて取り組んでいかなければなりません。そして何より、高齢化により救急需要は増大をいたしております。

例えば、二〇二二年、令和四年中の救急出動件数は、消防防災ヘリコプターによる件数も含めますと、七百二十三万二千百十八件、これは対前年比百三万六千四十九件増の、率にして一六・七％も増えております。輸送人員は六百二十一万九千二百九十九人、対前年比で七十二万五千五百三十九人増、これは率にして一三・二％の増加となります。このように、対前年比でも大幅な増加になっているわけでございますけれども、比較可能な二十二年前の平成十四年に比べまして、救急出動件数は二百六十七万四千六百六十九件の増加、率にして実に何と五八・七％増えているわけであり

なりませんけれども、出動件数や搬送人員の増加に消防職員の人員、救急車の増加などが全く追いついておりません。

その結果、救急現場で一体何が起きているのか、その一つが救急車の到着時間の遅延であります。救急出動件数が急増するのと比例して、救急車の現場到着時間が遅延をいたしております。令和四年中の救急自動車による現場到着所要時間は、全国平均で十・三分、前年は九・四分、比較可能な平成十四年は六・三分、何とこの二十二年で四分到着時間が遅くなっております。救急救命は、言うまでもなく、時間との勝負と言われています。心肺停止から救急措置の開始時間が五分経過すると救命率は二五％、八分経過すると救命の可能性は極めて低くなるとの報告もございます。よって、四分遅れるということはまさしく致命的であります。たとえ助かったとしても、その後の後遺症が残る確率はこれは逆に高まるわけでございまして、このように、申し上げれば二十二年前に助かった命がこの令和の時代に入ったら今助からない、こういうリスクが私は高まっているんじゃないかなというふうに思います。緊急度の高い救急要請に今十分に応えられていない状況であります。私はこれはある意味有事だと考えます。

松本大臣、今のこの救急出動件数の大幅な増加それに伴う到着時間の遅延、その現状に追いつ

ていない救急隊員数や救急自動車数、消防士の殉職事故も後を絶ちません。その結果、救命率は大幅に低下をいたしております。この極めて厳しい現状について、松本大臣の御所見と、その対応策、解決策について、まずお伺いをいたします。

○国務大臣（松本剛明君） 救急の出動件数が年々増加して大変大きな数字になっていることは今委員が御指摘のとおりで、私どもその現状を認識をさせていただいております。

その大きな要因としては、これも今御指摘がありました。高齢者人口の増加というのは一つの要素であろうかと思えますし、また、残念ながら我が国では災害が頻発することもありますし、また、気候変動に伴う大変激しい気候が訪れることもまた救急数を増やしている要因であるとも、いうふうに言われますが、高齢者人口の増加を始め、今後も増加する要因もあると言わざるを得ない中で、救急に係る各消防本部におきましては救急隊の計画的な整備に取り組んでいただいております。総務省では、救急業務に当たる消防職員に係る普通交付税措置を拡充しております。

日夜献身的に御尽力いただいている全国の救急隊員の皆様には、改めて心から敬意と感謝を申し上げます。また、言わば供給側についてはそのような体制を取ると同時に、需要側というんでしょうか、救

急車の適時適切な利用を推進するために、救急安心センター事業、シャープ七一一九の全国展開に取り組んでおりまして、この財政負担に対しまして特別交付税を措置させていただいております。

また、救急業務を円滑に実施するために、全体的にもDXについて検討を進めたいと思っておりますし、マイナンバーカードを活用した救急業務について、今日、私の方からも発表させていただきました。ただし、全国的な実証実験を行うことについては、既に一昨年、一部行ったところでございますけれども、救急隊が言わばマッチングですね、搬送先を見付けるのに当たって一定の効果があつたというような分析も出ているところでございます。

救急需要は、やはり夏が熱中症であるとか、冬の感染症であるとか、増大する時期がございます。救急需要の増大時期に合わせて救急隊を臨時的に増やす取組を行っている消防本部もありません。聞きをしております。このような具体的な取組を各消防本部とも共有できるように周知をさせていただきたいと思っております。現場のお声をしっかりと伺いしながら、救急需要の増加に対して各地域において適切な救急搬送体制が取れるよう取り組んでまいりたいと思っております。

冒頭の御議論でもございましたが、我が国全体が人手不足にある中で、しかし、おっしゃったよ

うに命に関わることでございますので、各消防本部の取組を私どももしっかり後押ししてまいりたいと思っております。

○広田一君 どうもありがとうございます。

大臣の方からは、供給側、需要側の御答弁があったわけでございます。需要側のシャープ七一九も始めとして、DX、マイナンバーカードの活用、確かに当面の対策といたしましては私もまだ理解できるところがあるわけでございますけれども、残念ながら改善効果というのは非常に限定的でありまして、それを上回るほどの今需要が大きくなっている。それに対して、今供給側の御答弁というのが若干、ちょっと具体的ではなかったのでお聞きしたいんですけども、今全体的には八百十三人の増員をしていこう、これは消防職員の高齢化もございまして、そういったことも含めて八百十三人。まあ地方の職員の皆さん全体が厳しい状況にある中でも増えていくということでもあります。ただ、令和四年で消防職員数は十六万七千五百十人いるわけでありまして。それに比べればなかなか厳しい状況だろうというふうに思うわけでございます。松本大臣が最後のところまで述べられた思いは私も本当に全く同感でございます。

そこで、大臣、やっぱり国民、住民の皆さんのこの命を守るために、救急車の到着時間が先ほど

申し上げたように二十二年前より六分台だったんです。私は、やっぱりこの六分台に限りなく近く戻すように、私は改善するようにやっぱりあらゆる手段を講じてこの救急体制を抜本的に今こそ強化すべきだというふうに考えますけれども、松本大臣の御所見をお伺いします。

○国務大臣（松本剛明君） 私どもとしては、まずできることをしっかりとやらせていただくというところをお話をさせていただきましたが、委員からも大変厳しい状況にあるということを認識せよというお話だというふうに思いますが、私どもとしても、今申し上げたように、本当に救急需要への対応、努めていく必要がございます。

今回の能登半島地震におきましても多くの救急隊員の方々にも緊急消防援助隊として現地に赴いていただいたわけでございますけれども、その間に私自身も消防庁とともに、言わば派遣元です。派遣元の方に支障が出ていかどうかというものは常に連絡を取り合いながら何とか対応させていただいております。

冒頭でも救急隊員の方々に感謝と敬意を表させていただきましたけれども、大変御尽力いただいていることを本当に御礼を申し上げます。逼迫している度合いにあるという委員の御指摘を踏まえて、私どもとしても課題であると認識しております。以上はどのような施策が取れるかしっかりと考えてい

かなければいけないというふうに思っております。

○広田一君 大臣、是非よろしくお願いをいたします。

そして、次に、先ほど大臣の方からお話あったように、令和六年の能登半島地震及び災害への対応に関連してお伺いをしたいと思います。

これにつきましては本日もある御質問がございました。その中で気になった点がありますので、これ消防庁の五味次長にお伺いをしたいというふうに思っております。小沢筆頭の質問に対しまして、緊急消防援助隊の特殊勤務手当、これについての御質問がございましたが、それに対する答弁が、市町村においてこれ適切に行われている旨の御答弁がありましたけれども、その根拠は一体何なんでしょうか。

○政府参考人（五味裕一君） 緊急消防援助隊員を含めた消防職員につきましては、市町村の職員でございますので、地方公務員法等に基づきまして条例できちんとその手当てにつきまして定められているところと、各市町村において、等におきまして適切に判断され、定められているというふうに認識しているところでございます。

○広田一君 つまり、条例で定められているから適切に行われている、そういうふうな趣旨の御答弁ですか。

○政府参考人（五味裕一君） 条例に基づきまし

てきちんと手続が取られ、検討され、定められているということでございます。

○広田一君 確かに各自治体消防において条例で手当等が定められているというふうなわけでありませぬけれども、しかし、緊急消防援助隊が今般の能登半島地震でも派遣されました。そして、松本大臣がおっしゃったように、本当に厳しい過酷な状況にもかかわらず、我が身の危険も顧みず任務に精励をされたこと、本当に心から敬意と感謝を申し上げる次第でございますが、私は、その思いに報いるため、そして安んじて任務に精励していただくためにも、手当というものは非常に大事だろうというふうに思っております。

確かに、その自治体消防の中のエリアで派遣される場合の手当については、それぞれが考えて条例化して規定をしているというふうなことでありますけれども、しかし一方で、やっぱり現場の皆さんのお話を聞くと、本当それぞれの自治体が派遣されることによって著しい格差が生じている。

これ、看過できないぐらいの格差が生じているんじゃないかというふうな声が上がっているんですけど、それについては消防庁はどのように把握しているんでしょうか。

○政府参考人（五味裕一君） 各消防本部における救助隊員の出勤手当などに、主な特殊勤務手当の支給状況につきましては、消防庁において毎年

度全国の消防本部に対しまして調査を実施しているところでございます。この調査によりまして詳細な内容を把握できるわけではございませんが、それぞれの消防本部ごとに手当の種類、金額等、様々な定め方をしていると承知しております。

○広田一君 五味次長は十分御承知だというふうなふうに思いますが、例えば東京消防庁は一日の手当、これ千六百八十円なんです。その一方で、近畿圏内のある市は、これ一日百円です。これ十六倍以上の差があるんですね。北海道のある市は、これ手当支給されていないんです。この状況を見たときに、本当に適切なんでしょうか。

消防職員の皆さんは、自衛隊と一緒にお金のためにやっているではありません。国民、住民守るために必死でやっております。しかし、彼らは、彼女たちは決して口には出しませんが、彼らに大変な思いでやる中で、やっぱり私たちがそれに対してどう報いるのかというのが今本当に大事だということに思います。

もちろん、手当は、それぞれ合理的な理由、そして過去との比較、そしてほかの国家公務員等々との事例を丁寧に検討しなければなりませんけれども、やっぱり消防庁としては、やっぱり全国各地域を見られるわけですから、この現状を踏まえて、この特殊勤務手当等について、これ特別交付税で措置されるわけでありまして、その観

点からも、私はこの格差是正のため消防庁としてしっかり助言等しなければならぬというふうな考えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（五味裕一君） 先ほど申し上げましたように、消防庁で毎年度全国の消防本部に対しまして調査をしているわけですが、概括的な調査でございまして、詳細な内容を把握しているわけではございません。

そこで、消防庁といたしまして、緊急消防援助隊の現実の状況につきましてより具体的に把握するために、まずはどのような考え方でどのような手当を支給しているかなど、各消防本部における実情をしっかりと把握してまいりたいと考えております。

○広田一君 是非、実情をしっかりと把握をしていただいた上で、先ほど私が述べたように、それぞれの自治体において著しい格差が確認された場合はしっかりとそれを是正するように消防庁としても取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（五味裕一君） まずは実態をきちんと把握した上で、各地方公共団体の実情ですとか、またお考えもお聞きして考えていきたいというふうな考えております。

○広田一君 これについてはまた後日質問させていただきますので。

次に、この手当に関連いたしましたして、被災地派遣手当についてお伺いします。

具体的には、災害応急作業等手当の支給についてでありますけれども、この手当は人事院規則に準拠しているため、これまで地方公務員についても国家公務員同様に道路、港湾、河川での作業に限定されて支給できるとしてきましたが、これ一月十九日の総務省からの通知によりまして、避難所運営や被災家屋の調査にも災害応急作業等の手当が支給できるようになりました。

そこで、馬場副大臣にお伺いをいたしますけれども、今回、避難所運営や被災家屋の調査などにも災害応急作業等の手当を支給できるようにしましたが、その理由についてお伺いをいたします。それと併せて、現場の皆さんにお聞きしますと、この現場の実態、実情に合ったこれは改善であるというふうに歓迎の声が上がっております。誠にありがとうございます。その一方で、これ通知が一月十九日でありましたので、残念ながらら手当の支給に関する各議会の提出が三月の地方議会には実務的に間に合わない、そういった自治体が多いというふうにも承知しております。よって、支給に向けた動きが具体的に進んでおりません。

そこで、併せてお伺いしたいと思うんですけれども、これ三月議会に間に合わず、例えば六月議会において条例改正がされたとしても、これ一月

に遡って手当を支給することが地方自治法上可能なかどうか、このことについてお伺いをいたします。

○副大臣（馬場成志君） お答えします。

災害応急作業等手当については、国においては、河川の堤防、道路又は港湾施設等、異常な自然現象により災害が発生した現場で行う巡回監視、応急作業又は災害状況等の調査等の業務を対象としております。

地方公共団体の職員は、このような業務のほか、国の職員が業務を行うことが想定しにくい多くの現場業務に従事しており、例えば、避難所運営等の業務、罹災証明に係る家屋調査等についても、家屋調査についても災害応急作業等手当の支給対象作業に該当し得ることを周知するために、本年一月十九日に本通知を发出したところであります。そしてまた、今の令和五年度中に災害現場で応急作業等に従事した場合に、令和六年度に災害応急作業等手当を支給することができるかというお尋ねについてお答えをいたします。

手当等の給与を支払う場合の会計年度所属区分は、地方自治法施行令によれば、支給すべき事実の生じたときの属する年度とされておりまして、しかし、令和六年六月議会において、同年一月に遡って災害応急作業等手当を支給することを可能とする条例が成立した場合、その条例が施行、適用

されることをもって初めてその支給義務が具体的に発生することから、その会計年度所属区分は令和六年度となります。

したがって、令和六年度予算により令和六年一月に遡って災害応急作業等手当を支給することは法律上可能と考えます。

○委員長（新妻秀規君） おまとめください。

○広田一君 どうもありがとうございました。

是非、馬場副大臣、消防職員の皆さん、そして自治体職員の皆さんにとっては手当というものは非常に大事でありますので、この点についてもこれまで以上に御配慮いただきますようによろしくお願い申し上げます。

この後も消防職員の団結権についても質問したかったんですけども、これは後日にしたいと思います。

誠にありがとうございました。

○委員長（新妻秀規君） 本件に対する質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後三時八分散会